

平成28年（2016年）第1回市議会定例会本会議（3月25日）

教育福祉常任委員長報告（議案）

ただいま議題となっております議案のうち、教育福祉常任委員会に付託されました議案第28号、第39号、第45号から第49号まで及び第53号の以上8件につきまして、委員会における審査の経過と結果を報告します。

委員会は、3月8日及び15日の2日間会議を開き、所管部門ごとに案の説明を聴取して質疑を行いました。

主な質疑を申し上げますと、議案第45号 特別養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例中改正については、指定地域密着型通所介護事業所の人員配置要件緩和において利用者の処遇が適切に行われていると認める際の判断基準についてであります。

議案第53号 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正については、条例改正内容の労働組合との妥結の状況についてであります。

次いで、討論において、ねぎしかずこ委員から、議案第45号から第49号までの以上5件について、「今回の条例改正は、平成26年法律第83号『地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため

の関係法律の整備等に関する法律』に基づくものある。この法律は、介護予防通所介護事業等を総合事業に移行しようとする改正であり、この改正は介護サービスの低下をもたらすものと考え。よって、この法律に沿った条例改正には賛成できない」旨の意見があり、採決の結果、議案第28号、第39号及び第53号の以上3件は全会一致で、議案第45号から第49号までの以上5件は賛成多数で、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。